

集約型・低炭素型都市づくりを目指して



都市研究部長 柴田 好之

(キーワード) 集約型都市構造、低炭素都市、持続可能な社会

1. はじめに

本年2月28日に「都市の低炭素化の促進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

この法案は、関係大臣が連携して基本方針を定め、市町村が策定する低炭素まちづくり計画の作成とこれに基づく特別の措置、低炭素建築物の普及促進のための措置等が講じられるものである。

この低炭素まちづくり計画は市街化区域等内の一定のエリアにおいて都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、緑・エネルギーの面的管理・利用促進等に関する施策を総合的に推進し、都市の低炭素化の促進を図るものであるが、法案では「都市機能の集約化」が明確に打ち出されており、今後、集約型・低炭素型の都市づくりに関して様々な施策が展開されるものと見込まれる。

2. 集約型都市づくりに関して

一般的に、人口減少、超高齢化、都市経営コストの効率化などの社会的要請に応えるためには、一定程度人が集まって住み、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させ、良好な住環境や交流空間を効率的に実現する「集約型都市構造」を有するコンパクト・シティを目指すべき、と認識されているが、これまでの関係する動きを整理してみたい。

(1) 「コンパクト・シティ」構想

「コンパクト・シティ」ですぐ思い出されるのは、青森市と富山市の取り組みであるが、脚光を浴びたのは中心市街地活性化に向けた新たな法制度の制定にむけ、国及び地方公共団体において様々な議論が進められているさなかであった。

当時、コンパクト化による公共施設の維持管理

コストや省エネルギーの面でのメリットを掲げる主張が展開されており、中心市街地等への機能集中と外延化の防止が意識の中心にあった。

(2) 中心市街地整備改善活性化法

平成10年に施行されたこの法律は国の関与をできるだけ少なくする中で、中心市街地への都市機能の集積、街路・駐車場の整備、中心市街地と結ぶ公共交通機関のネットワーク整備などの市街地の整備改善を商業活性化とセットで行うことが施策の柱であった。

しかし、実際の土地利用規制にはなかなか至らず、郊外や工場跡地等への大型店の立地競争が止まらないことも要因となって中心市街地の衰退に歯止めがかからない傾向が続いた。

(3) 改正まちづくり3法

平成17年6月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会に対する諮問「新しい時代の都市計画はどうあるべきか」を受けた平成18年2月の第一次答申においては「多くの人にとって暮らしやすい都市づくりを行う観点に立って、広域的サービスの担う商業、行政、医療、文化等の諸機能の立地を集約し、自動車に依存しないアクセシビリティを確保するような『集約型都市構造』に転換するための『都市構造改革』が必要」とされ、市街地の「縮退」を意識した施策が求められるようになってきた。

平成18年に成立した改正まちづくり3法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）においては、国の計画認定、数値目標の設定と評価など、国の関与を強めるとともに、特に地方都市については郊外への大規模集客施設立地について抑制措置が求められた。

郊外部規制の道具立ても増えていたが、あくまでここでの目的は中心市街地において個別に設定される目標の達成に寄与することであった。

(4) 都市低炭素化促進法案

都市計画・歴史的風土分科会においては、引き続き平成17年の諮問に対する検討が進められ、昨年2月17日に「安全・安心まちづくり小委員会」及び「都市計画制度小委員会」から都市計画・歴史的風土分科会に対し行われた経過報告をもって審議とされた。

「都市計画制度小委員会」からの報告においては、「都市計画及び関連する諸制度を、土地対策・供給対策としての性格が強かったこれまでの位置づけを替え、都市生活・活動・環境等が持続可能な集約型都市構造化のための性格に転換する」との基本方針が明確に示された。

11月に発表された「持続可能で活力ある国土・地域づくり」推進のための「国土交通省としての基本方針」においては、持続可能な社会の実現に向けた新たな政策展開の方向性として「地域の集約化（「医職住」の近接）」及び「低炭素・循環型システムの構築」が掲げられており、当然のことながら、今度の法案はこの方向性に沿ったものとなっている。

3. 新法以降への期待

今後の都市づくりは、前述の基本方針の「持続可能な社会」実現に向けた都市政策の展開に期待するところ大である。

基本方針の意図として、特定のエリアへの機能集約化のみならず、低密度市街地の縮退など、都市全体の将来を見据えた計画策定を求めているはずであり、これらを併せて進め、「集約型都市構造」が深化していくことにより、都市全体における低炭素化に加え、都市の維持管理コストの低減、中心市街地の活性化、緑の増加による都市景観の向上など、他の都市政策上の目的の実現にも大きな効果をもたらすものとなるはずだからである。

また、地方公共団体が「地域の集約化」と「低

炭素・循環型システムの構築」をどう自らの施策課題として整理し、「低炭素まちづくり計画」を使いこなしていくかについても大いに注目していきたい。

4. 都市研究部の取り組み

都市計画に関しては、地方公共団体への権限移譲が進んでおり、今回の新たな制度の実効性を上げるため、都市研究部としては「集約型都市構造」実現に向けた地方公共団体の取り組みが着実に進展するよう支援を行っていく必要があり、本省都市局が行う技術的助言等に対する様々な知見の提供、あるいは、地方公共団体に対する計画手法や技術的根拠の提示などの役割が重要であると考えている。

すでにこのような意識の下で様々な研究を進めてきており、人口減少等の社会情勢を念頭において、都市構造関連では将来都市構造のアセスメント手法を確立しつつあるほか、土地適性を客観的に評価する手法や市街地の縮退の円滑な進め方に関する課題にも重点を置いて取り組んでいる。

また、民間都市開発事業者等の活動に対する公的支援に寄与するため、街区レベルでのエネルギー対策やヒートアイランド対策、緑の確保に関する研究も進めているところである。

今後、「持続可能な社会」として目指すべき都市政策の方向性についてもさらに研究を深めていく必要があると考えており、各界のご指導をよろしくお願ひしたい。

【参考資料】

- 1) 国交省HP、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会等配布資料
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s202_toshirekishi01.html
- 2) 国交省報道発表資料「『持続可能で活力ある国土・地域づくり』の推進について」（平成23年11月15日）
<http://www.mlit.go.jp/common/000172677.pdf>
- 3) 国交省HP、「低炭素都市づくりガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/teitanso.html